

## 欠課等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立野田看護専門学校学生の欠課等に関する必要な事項を定めるものとする。

(欠課及び遅刻等)

第2条 欠課とは、20分を超えて授業に出席しないことをいい、45分までを1欠課、これを超えた場合は2欠課とする。

- 2 遅刻は、授業等の開始時刻後20分以内とする。
- 3 早退は、授業等の終了時刻前20分以内とする。
- 4 当該科目における遅刻及び早退の合計数3をもって1の欠課とみなす。
- 5 欠課、遅刻及び早退の確認は各教科担当教員及び講師が行う。

(欠課等の届)

第3条 欠課、遅刻及び早退をする場合は、事前に欠課・遅刻・早退届を提出しなければならない。

ただし、公共交通機関の遅延や傷病等により事前に提出しがたい場合は、遅延証明書等を添付して事後速やかに提出するものとする。

(忌引)

第4条 忌引の場合は、会葬礼状等証明となるものを添付して忌引届を提出しなければならない。

2 忌引の日数は、別表に定める期間内において必要と認める期間とする。なお、葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合は、表に定める期間に往復日数を加算することができる。

- 3 忌引は、欠課として扱わないものとする。

(公認欠課)

第5条 次の各号に該当して欠課する場合は、事前に報告し承認を得たうえで公認欠課届を提出しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに提出し承認を得るものとする。

- (1) 学校保健安全法施行規則第19条による出席停止
- (2) 就職試験、進学試験
- (3) 災害
- (4) その他、校長が認めた場合

- 2 公認欠課は、欠課として扱わないものとする。

(届出の方法)

第6条 前3条の届については、学校が指定する他の方法によることができる。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

死亡した者と学生の関係	期 間		備 考
配 偶 者	10 日		
父 子 母	血 族	姻 族	*学生本人又はその配偶者が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合 学生と生計を一にしている場合
	7 日	<u>3 日 (*7日)</u>	
祖 父 母	7 日	—	
兄 弟 姉 妹	3 日	1 日	
伯 叔 父 母	1 日	1 日	